



2月定例会提出予定議案について

【令和8年度案件】

- (1) 令和8年度当初予算案……………2
- (2) 使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの
設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例……………12
- (3) 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例……………16

保健医療部

令和8年度当初予算（保健医療部案）

主な新規事業等

【予算規模】

(単位：千円)

	令和7年度 当初予算額	令和8年度 計上予算額	財源内訳				対前年比 (%)
			国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
一般会計	65,039,053	70,578,392	15,675,405	7,691,346	0	47,211,641	108.5%

医療確保と健康づくり

1 地域医療の推進

- 【継】 新たな地域医療構想と保健医療計画
- 【新】 医療DXによるオンライン診療推進事業
- 【新】 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継支援事業
- 【新】 出産・健診等安心アクセス支援事業
- 【新】 災害歯科保健医療拠点整備支援事業

2 生涯を通じた健康づくりの推進

- 【継】 不妊治療支援の充実強化

3 医薬品等の安全対策の推進

- 【新】 市販薬のオーバードーズに対する普及啓発

4 生活衛生の推進

- 【新】 食肉検査システムの新規導入

5 疾病対策等の推進

- 【新】 現役世代のがん対策推進検討会の設置

【継】 ■ **新たな地域医療構想と保健医療計画**： 11,331千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
			11,331

- 85歳以上の高齢者人口の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、国から示されるガイドラインをもとに、「**新たな地域医療構想**」の策定に向けた検討を推進
- 保健・医療分野の基本的指針である「**兵庫県保健医療計画（第8次）**」について**中間見直しを含めた検証を実施**

○ **実施内容**

新たな地域医療構想の策定	<p>地域医療構想調整会議での議論を踏まえた検討</p> <p>【目指すべき方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての患者が適切に医療・介護を受けながら必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制の構築 ・ 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
	<p>推進目標の進捗、地域別の受療動向や医療資源の状況等を踏まえた検証</p> <p>【主な検討内容】</p> <p>①基準病床数、②5疾病6事業の医療体制、③在宅医療の提供体制 など</p>
保健医療計画の中間見直しを含めた検証	

【新】 ■医療DXによるオンライン診療推進事業： 853千円

〔医療介護推進基金
(医療分)〕

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	853	0	0

- 令和9年度からの**標準仕様電子カルテの普及**を見据え、セミナーの開催等を通じて**患者情報の共有化の必要性を周知**することで**医師不足地域でのオンライン診療等の導入を促進**し、地域医療の確保を推進

○実施内容

医療DXセミナーの開催																
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国が実施した電子カルテのモデル事業について、医療機関の医師・システム担当者等を講師に迎えたセミナーを実施 															
内容	<ul style="list-style-type: none"> 医療DX構想の概要説明や今後のスケジュール等 電子カルテ及び電子処方箋の導入方法や想定される課題・対応案など、実際の導入事例を踏まえた講演等 <div data-bbox="1361 949 2184 1300" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○診療所の電子カルテ・電子カルテ情報共有サービスの普及スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未導入</td> <td colspan="2">標準仕様電子カルテの開発・改良</td> <td>普及 クラウド型</td> <td>▶▶▶▶</td> </tr> <tr> <td>導入済</td> <td colspan="2">現行(オンプレミス型)のまま</td> <td>標準仕様に移行</td> <td>▶▶▶▶</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	未導入	標準仕様電子カルテの開発・改良		普及 クラウド型	▶▶▶▶	導入済	現行(オンプレミス型)のまま		標準仕様に移行	▶▶▶▶
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度												
未導入	標準仕様電子カルテの開発・改良		普及 クラウド型	▶▶▶▶												
導入済	現行(オンプレミス型)のまま		標準仕様に移行	▶▶▶▶												
対象	<ul style="list-style-type: none"> 県内の病院、診療所等 															
会場	<ul style="list-style-type: none"> 2地域（※参加者の利便性や医師不足地域での啓発等を考慮して今後検討） 															

**【新】 ■ 重点医師偏在対策支援区域における
診療所の承継支援事業：**

33,000千円

（医療施設等設備整備費
補助金）

財源内訳

国庫	特定	起債	一般
22,000	0	0	11,000

- 人口規模、地理的条件等により、**医療機関の確保が困難な地域**において、**診療所を承継し、地域の医療提供体制を維持**するための**設備整備に要する経費**を支援

○実施内容

区分	内容
補助主体	重点医師偏在対策支援区域 [※] において、承継する診療所 ※今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等
補助対象	設備整備費（診療に必要な医療機器購入費）
補助基準額	16,500千円（1か所あたり）
補助率	1/2（国2/3、県1/3）

【新】■ 出産・健診等安心アクセス支援事業：

5,700千円

〔 母子保健衛生費
国庫補助金 〕

財源内訳

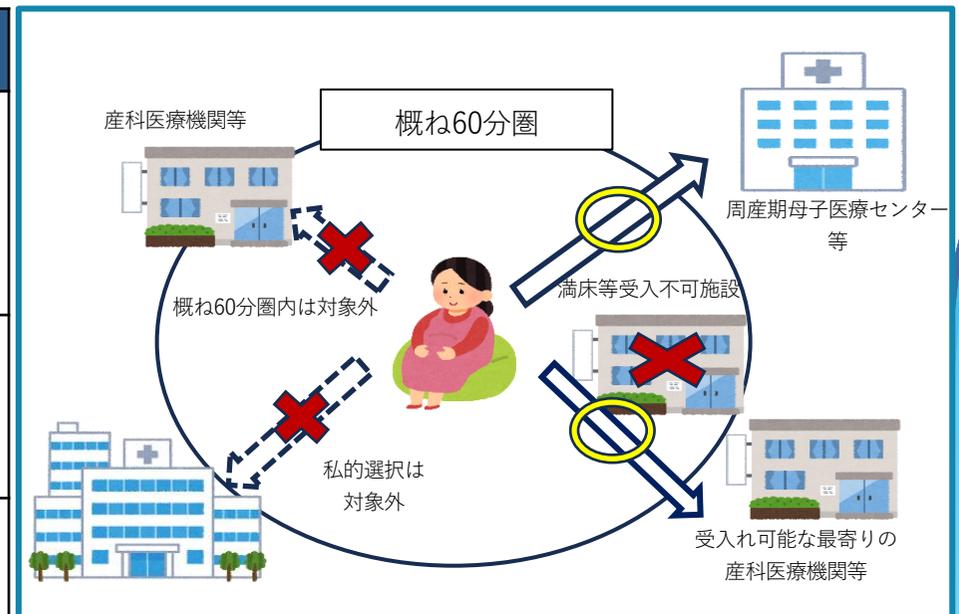
国庫	特定	起債	一般
3,800	0	0	1,900

- 妊産婦等の居住地に関わらず、安心して出産等ができる体制を整備するため、遠方の産科医療機関等で出産等が必要な妊産婦等に対して、**通院交通費を支援**

○実施内容

区分	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 自宅等から最寄りの産科医療機関等まで概ね60分以上※の移動時間を要する妊産婦等 ※公共交通機関で概ね60分もしくは車で概ね40km以上かつ市町が必要と認める場合
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診、出産、産婦健診、不妊治療、産後ケア事業、乳幼児健診にかかる最寄りの産科医療機関等までの移動に要した経費
補助上限	<ul style="list-style-type: none"> 移動に要した費用の8割(各市町旅費規程に準ずる) 一部回数上限あり
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 市町
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

○対象者イメージ



【新】 ■ 災害歯科保健医療拠点整備支援事業： 50,000千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
			50,000

- 兵庫県歯科医師会館の老朽化に伴い、新たに歯科保健医療の拠点施設として整備するにあたり、**災害時の活動拠点としての機能部分について支援**

○実施内容

区 分	内 容 等
補助目的	・ 災害時の歯科保健医療活動拠点機能の整備に対する補助（多目的ホール等）
補助基準額	・ 150,000千円
補助率等	・ 補助基準額に対して1 / 3（上限50,000千円）
概 要 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設場所：現会館現地建替 ・ 延床面積：2,345.52㎡ ・ 施行予定：R8.7工事開始 R9.6竣工

○位置図



○歯科医師会館（現行）



【継】 ■ 不妊治療支援の充実強化：

216,096千円

(超過課税)

財源内訳

国庫	特定	起債	一般
4,000	212,096	0	0

➤ 「不妊症等に関する支援推進条例」に基づく環境づくりを推進するため、充実した支援策を実施

1 経済的負担の軽減

① 保険適用外の先進医療費を助成

対 象	県内及び隣接府県医療機関*1で先進医療を受けた者（43歳未満）
助成額	1クール*2あたり 3万円（回数制限なし）

② 先進医療にかかる通院交通費を助成

対 象	本人（同行者は対象外）
助成額	1クールの治療にかかった通院交通費の合計額から5,000円を控除した額の1/2以内の額（上限額）1往復当たり19,000円

*1 大阪府、京都府、岡山県、鳥取県、徳島県の先進医療実施医療機関

*2 1クールは、生殖補助医療開始から胚移植まで

①②とも所得制限なし、オンラインにて申請

2 不妊治療と仕事の両立（産業労働部と連携）

- ・ 当事者団体と連携した、不妊治療に特化した企業相談研修の実施
- ・ 企業向け仕事との両立支援動画の配信
- ・ 健康づくりチャレンジ企業向け支援



【従業員向け研修】



【企業向け啓発動画】

教育機関や企業
に向け普及啓発

3 プレコンセプションケアの推進

- ・ 高校生等を対象に妊娠・出産を含む健康についての出前講座や妊婦体験などを実施
- ・ ポータルサイト等の活用
（「プレコンはじめの一步。」「妊活はじめの一步。」、研修動画等）



【新】■市販薬のオーバードーズに対する
普及啓発：

1,000千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	1,000

- 近年、若年層において**市販薬によるオーバードーズが急増**していることから、市販薬の入手先である薬局やドラッグストアでの普及啓発を実施するとともに、啓発動画を作成

○実施内容

1 薬局、ドラッグストア等での普及啓発

啓発ポスターを県内の全薬局及びドラッグストア等に配布し、オーバードーズの危険性を呼びかけるとともに、生きづらさに関する相談窓口を紹介

2 オーバードーズに関する動画制作

薬に関する正しい知識を伝える動画を作成し、薬物乱用防止教室等で活用

○薬物乱用防止広告



○兵庫県薬物乱用防止PR大使
Vtuber「九十九みな」



○兵庫県薬物乱用防止教室



【新】 ■ 食肉検査システムの新規導入:

26,198千円

(地域未来交付金)

財源内訳

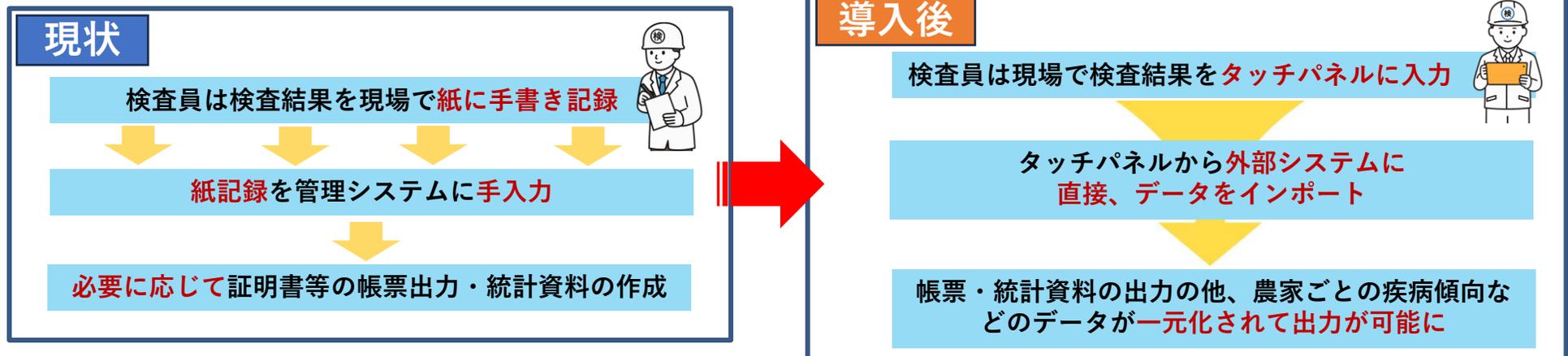
国庫	特定	起債	一般
13,099	0	0	13,099

- **食肉衛生検査センターのICT化**を図り、検査データ等を畜産関係者に還元することで、生産段階からの安全・安心な畜産物の生産性をサポートし、神戸ビーフをはじめとする**兵庫県の畜産振興を推進**

○実施内容

区 分	内 容
概 要	・食肉検査の現場におけるタッチパネルの導入 ・現行システムから外部管理システムへの更新 など
システム 処理内容	・と畜検査等の検査結果入力・管理 ・証明書等の文書発行、統計データ出力 など
運用開始	令和9年1月

○導入イメージ



【新】 ■ 現役世代のがん対策推進検討会の設置：

500千円

財源内訳			
国庫	特定	起債	一般
0	0	0	500

- がん患者一人ひとりに寄り添い、誰一人取り残さない兵庫の実現に向け、**がんを早期発見し、現役世代が安心して治療と社会参画を両立できる方策について検討**

○実施内容

・検討会の設置

現役世代のがん治療と社会参画の両立に向けて、現状と課題の明確化・共有を図り、課題解決に向けた対応策を検討するため、検討会を設置

区 分	内 容
委 員	医療機関、関係団体、行政、協定締結企業※ 等 ※兵庫県がん検診等受診率向上推進協定締結企業
回 数	3回程度
検討項目	・現状と課題の明確化・共有 ・課題解決に向けた対応 ・官民連携による事業展開手法の検討 等

・実態調査の実施

他の都道府県への実態調査及び県内市町への意向調査を実施

使用料及び手数料徴収条例及び兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、法律の引用条文を改める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 法律の引用条文を改める（別表第4の42の部関係）。
- (2) 引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令の名称を改める（別表第4の42の部関係）。

3 施行期日

令和8年5月1日

新旧対照表

現 行			
別表第4（第2条関係） 標準事務以外の事務に係る手数 1～41（略） 42 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料			
名称	事務の区分	金額	
(1) 薬局開設許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この部において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(5) 医薬品製造販売業許可申請手数料	法第12条第1項の規定に基づく第1種医薬品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品（以下この部において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業の許可を除く。）の申請に対する審査	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(26) 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料	法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法（以下この部において「製造管理等の方法」という。）に係る適合性調査（製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査に限る。）	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		医薬品又は医薬部外品の試験検査を行う施設であって製造所以外のもの（以下この部において「製造所以外の施設」という。）における医薬品の製造管理等の方法	(略)
		製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	(略)
	法第14条第7項若しくは第9項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)

改 正 案				
別表第4（第2条関係） 標準事務以外の事務に係る手数 1～41（略） 42 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料				
名称	事務の区分	金額		
(1) 薬局開設許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この部において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査	(略)		
(略)	(略)	(略)		
(5) 医薬品製造販売業許可申請手数料	法第12条第1項の規定に基づく第1種医薬品製造販売業許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第3条ただし書に規定する薬局製造販売医薬品（以下この部において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売業の許可を除く。）の申請に対する審査	(略)		
(略)	(略)	(略)		
(26) 医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法に係る適合性調査手数料	法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法（以下この部において「製造管理等の方法」という。）に係る適合性調査（製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査に限る。）	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)	
		医薬品又は医薬部外品の試験検査を行う施設であって製造所以外のもの（以下この部において「製造所以外の施設」という。）における医薬品の製造管理等の方法	(略)	
		製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	(略)	
		法第14条第6項若しくは第8項又は第80条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造	省令第25条第1項第3号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
			省令第25条第1項第4号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)

新旧対照表

現 行			
	管理等の方法に係る適合性調査（製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査を除く。）	省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		製造所以外の施設における医薬品の製造管理等の方法	(略)
		製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	(略)
(27) 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	法第14条第15項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品（日本薬局方に収められている医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		日本薬局方に収められている医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		その他の医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
(28) 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	法第14条第15項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		(略)
(28)の2 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る区分適合性調査手数料	法第14条の2第2項の規定に基づく同条第1項の確認に係る医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る適合性調査	医薬品の製造工程区分省令（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令</u> （令和3年厚生労働省令第17号）をいう。以下この部において同じ。）第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬品の製造工程区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)

改 正 案			
	管理等の方法に係る適合性調査（製造販売の承認を受け、又は製造をしようとする場合における適合性調査を除く。）	省令第25条第1項第5号に掲げる医薬品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第1号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第2号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		省令第25条第2項第3号に掲げる医薬部外品の製造業に係る製造所における製造管理等の方法	(略)
		製造所以外の施設における医薬品の製造管理等の方法	(略)
		製造所以外の施設における医薬部外品の製造管理等の方法	(略)
(27) 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品（日本薬局方に収められている医薬品及び薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		日本薬局方に収められている医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
		その他の医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認	(略)
(28) 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	法第14条第13項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		(略)
(28)の2 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る区分適合性調査手数料	法第14条の2第2項の規定に基づく同条第1項の確認に係る医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る適合性調査	医薬品の製造工程区分省令（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令</u> （令和3年厚生労働省令第17号）をいう。以下この部において同じ。）第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第3号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬品の製造工程区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第4号イからハまでに掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)

新旧対照表

現 行			
		医薬品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
(略)	(略)		(略)

43～70 (略)

改 正 案			
		医薬品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
		医薬部外品の製造工程区分省令第2条第5号又は第6号に掲げる製造工程の区分に係るもの	(略)
(略)	(略)		(略)

43～70 (略)

食品衛生法基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 食品衛生法施行規則(以下「省令」という。)で定める基準(以下「参酌基準」という。)を参酌して、条例で定めることとされている公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、食品衛生法施行令に掲げるものに係る施設の基準について、省令の一部改正により、従業者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。)と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。)により調理された食品を販売する飲食店営業に係る施設の基準が定められたことに伴い、当該営業に係る条例で定める施設の基準を参酌基準と同様とすることとし、所要の整備を行う。
- (2) 関西広域連合域内における自動車による飲食店営業に係る施設の基準の共通化に係る指針が策定されたこと等を踏まえ、飲食店営業及び魚介類販売業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに関する基準を参酌基準と同様とすることとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 省令の引用条文を改める(別表関係)。
- (2) 飲食店営業及び魚介類販売業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに関する施設の基準に係る参酌基準を緩和する旨の読替規定を削る(別表関係)。

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和8年4月1日。ただし、2(2)及び3(2)は、令和8年6月1日
- (2) 経過措置
2(2)に伴う必要な経過措置を定める。

現 行
<p>別表（第3条関係）</p> <p>第1 政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準（同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあつては、同表第3号ニ、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、<u>同表第3号チで定める基準（同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。）中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」と、同表第5号ホ(2)及びヘ(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ホ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。</u></p> <p>第2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの施設の基準 次の1から30までに掲げる営業の区分に応じ、それぞれ1から30までに定めるとおりとする。</p> <p>1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業 次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (2)に定めるもののほか、省令別表第20第1号で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(2) 露店形態によるものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業 次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (2)に規定する場合を除き、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第4号で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(2) 自動車において鮮魚介類を販売する場合にあつては、(3)に定めるもののほか、<u>省令別表第20第1号(1)及び(2)で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号(1)で定める基準中「簡易な営業」とあるのは「鮮魚介類を包装せずに販売する場合」と、同号(2)で定める基準中「比較的大量の水を要しない営業」とあるのは「鮮魚介類を処理する場合」とする。</u></p> <p>(3) 附帯的な調理を行う場所は、他の場所と区画され、専用の器具を備えていること。</p> <p>5～30 (略)</p> <p>第3 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準 省令別表第21で定める基準をもって、その基準とする。</p>

改 正 案
<p>別表（第3条関係）</p> <p>第1 政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準（同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあつては、同表第3号ニ、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、<u>同表第5号へ(2)及びト(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号へ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。</u></p> <p>第2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの施設の基準 次の1から30までに掲げる営業の区分に応じ、それぞれ1から30までに定めるとおりとする。</p> <p>1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業 次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (2)に定めるもののほか、省令別表第20第1号で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(2) 露店形態によるものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業 次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (2)に規定する場合を除き、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第4号で定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>(2) 自動車において鮮魚介類を販売する場合にあつては、(3)に定めるもののほか、<u>省令別表第20第1号イ(1)及び(2)で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イ(1)で定める基準中「簡易な営業」とあるのは「鮮魚介類を包装せずに販売する場合」と、同号イ(2)で定める基準中「比較的大量の水を要しない営業」とあるのは「鮮魚介類を処理する場合」とする。</u></p> <p>(3) 附帯的な調理を行う場所は、他の場所と区画され、専用の器具を備えていること。</p> <p>5～30 (略)</p> <p>第3 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準 省令別表第21で定める基準をもって、その基準とする。</p>